

生活経済事犯被害の未然防止

～契約は納得してから！～

悪質商法の手口は、年々巧妙になってきています。こうした被害に遭わないようにするには、皆さん一人一人がしっかりした心構えをもつことが最も大切です！

例えば・・・

- ・「無料点検」と称して訪問し、不必要な工事契約を迫る**点検商法**
 - ・ウェブサイトのクリックで不正な料金が発生する**ワンクリック詐欺**
 - ・複数の人を巻き込み、会員を勧誘して利益を得る**マルチ商法** 等
- 悪質商法の被害を防ぐために
- ・「無料」やうまい話には注意する！
 - ・契約書の内容をよく確認する！
 - ・家族や友人など、信頼できる人に相談する！
 - ・不安を感じたら警察に相談する！
- 等を心がけて被害を防ぎましょう。



浄心だより

西警察署
上名古屋交番
☎531 - 0110

(令和7年1月～4月暫定)

城西学区

侵入盗	5件
自動車盗	0件
自転車盗	3件
車上ねらい	0件
部品ねらい	0件
特殊詐欺	0件

上名古屋学区

侵入盗	10件
自動車盗	1件
自転車盗	4件
車上ねらい	2件
部品ねらい	0件
特殊詐欺	2件

児玉学区

侵入盗	1件
自動車盗	0件
自転車盗	1件
車上ねらい	0件
部品ねらい	0件
特殊詐欺	0件

自転車の安全利用の促進

危険です ながらスマホで 踏むペダル

～自転車を安全に利用しよう～

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、罰則が科せられることがあります。

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

ルールを守って
安全運転！

